

株式会社ティーエム・テックス

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

<計画期間> 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

<目標1> 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和2年4月1日～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月1日～ 制度に関し社員に周知を行う

<目標2> 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う

<対策>

- 令和2年4月1日～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和3年4月1日～ 研修内容の検討
- 令和4年4月1日～ 研修の実施

株式会社ティーエム・テックス

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び情報

社員が男女の別なく働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

<計画期間> 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

<課題> 管理職に占める女性労働者の割合や残業時間の管理がまだ十分とは言えない

<目標1> 管理職に占める女性労働者の割合を10%にする

<対策>

- 令和3年4月1日～ 女性がより高度な知識・スキル等を身につけるための研修の実施
- 令和4年4月1日～ 管理職手前の女性社員を対象としたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施

<目標2> 一月あたりの平均残業時間を10時間にする

<対策>

- 令和2年4月1日～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和2年4月1日～ 有給休暇の取得率に応じて取得促進を行う

<女性の活躍に関する情報> 令和5年8月現在

- ・管理職に占める女性労働者の割合 9%
- ・一月あたりの平均残業時間 10.3時間
- ・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	79.1	%
正社員	79.0	%
パート・有期社員	82.8	%

対象期間:令和5年事業年度(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)
賃金:基本給、超過労働に対する報酬を含み、交通費、退職金を除く。